

医療と介護の体制整備に係る協議の場の設置について

1 位置付け

医療計画における医療審議会や介護保険事業(支援)計画における作成委員会で議論する前段階で、都道府県及び市町村が、地域医師会等を交えて、計画を策定する上で必要な協議を行うこととされている。

※ それぞれの計画の最終的な議論は、上記審議会等において行う。

2 設置する区域の単位

原則、二次医療圏単位で設置

3 協議事項

① 医療計画と介護保険事業(支援)計画で対応すべき需要について

統合的な整備目標・見込み量的前提となる将来の医療需要について、外来医療での対応を目指す部分、在宅医療での対応を目指す部分と、介護サービス(施設サービス、居宅サービス)での対応を目指す部分との調整を行う。

② 具体的な整備目標・見込み量の在り方について

将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県で役割分担の調整を行う。

③ 目標の達成状況の評価について

次期計画の策定に向け、両計画の目標・見込み量の達成状況を適宜共有する。

今年度のスケジュール(想定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療計画	関係者との調整			市町村間の調整 方法の検討								
				★県医対協 (第1回)			★県医対協 (第2回)	★県医対協 (第3回)	★県医対協 (第4回)			●県 医療 審議会 ●議会
介護保険事業計画				■県・ 市町村 打合せ ①	■地域 医対協 (第1回) ※協議の場	■県・ 市町村 打合せ ②		■地域 医対協 (第2回) ※協議の場		●パブリック コメント	●パブリック コメント	
	基礎データの収集 実態調査、ニーズ調査			サービス見込み量設定 保険料の仮設定			●県の ヒアリング	●国の ヒアリング		★施策 推進 協議会	★施策 推進 協議会	介護保険事業計画を 議会に報告 介護保険条例の改正
備考				(老)基本 指針案の 提示	・県から趣 旨説明 ・地域の 状況につ いて	(医)在宅 医療等の 推計ツ ール送付?		・介護保険 事業計画の 作成状況の 説明				

※在宅医療等の推計ツールとは、在宅医療等の市町村単位の整備量を推計する計算式(ツール)のこと
 ※1回目の協議の場では、県から国の動向等を説明し、関係者に意見をいただく。(市町村担当者の同席)
 2回目の協議の場では、最初の議論を受け、圏域内市町村の具体的な整備目標・見込み量を提示